

DPCのご案内

～入院医療費の計算方法について～

当院の入院医療費は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入院される患者様より、従来の出来高方式の入院料からDPC（包括入院料）方式へ移行しました。

📦 DPC とは

「**D**iagnosis（診断） **P**rocedure（診療行為） **C**ombination（組み合わせ）」の略で患者様の診断群分類（傷病名）ごとに 1 日あたりの包括診療部分の診療費が決められる計算方式です。

📦 DPCによる入院医療費の計算方法

病気の症状や治療内容に応じて決定された 1 日当たりの包括点数（定額）と出来高点数を組み合わせで計算します。

投薬や注射、画像診断や一部を除く検査、1,000 点未満の処置料が包括点数となり、手術や麻酔、リハビリテーション、内視鏡検査、1,000 点以上の処置料などが従来通りの出来高点数で計算されます。

なお、食事負担金と室料差額や文書料などの保険外項目につきましては従来通りのご負担となります。

$$\text{入院診療費} = \text{包括診療費} \times \text{在院日数} \times \text{医療機関別係数} + \text{出来高診療費}$$

入院料
画像診断
投薬料

注射料
検査料（一部を除く）

処置料（1,000 点以上を除く）

手術
内視鏡検査

リハビリ
指導

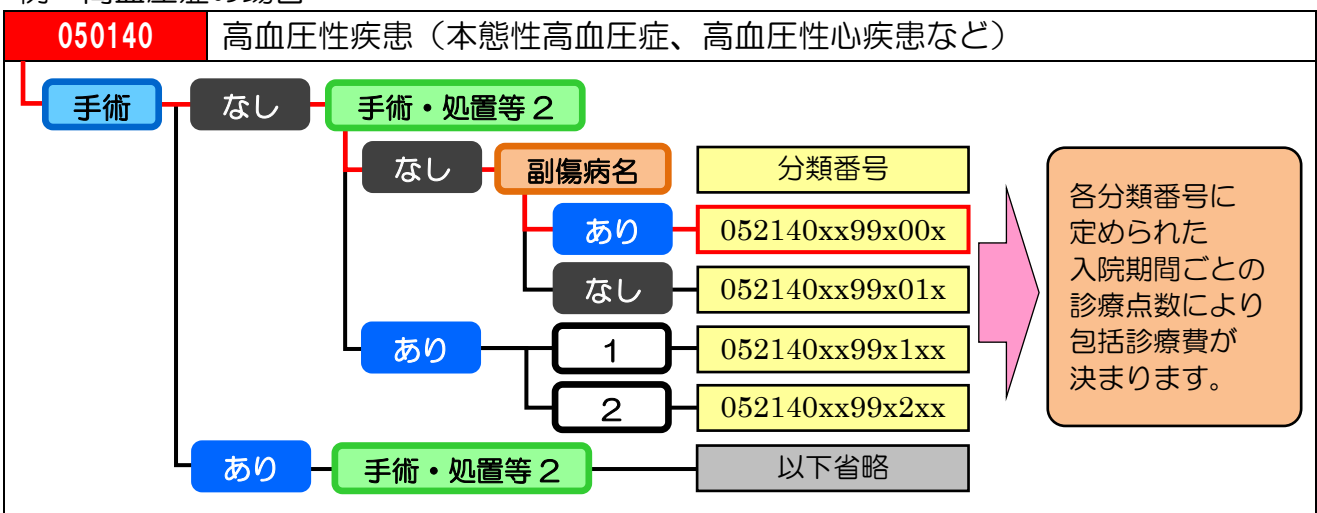
処置料（1,000 点以上のもの）

※ 医療機関別係数とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められている係数です。

📦 包括診療費の選定について

今回の入院治療にあたり最も医療資源を投入した傷病名と副傷病名、手術・処置の有無などから医師が診断群分類を決める事により包括点数が決まります。

例：高血圧症の場合



DPCに関するよくあるご質問

- Q1：出来高方式と比べて、DPC（包括入院料）方式の支払額は高くなるのですか？
DPC方式では、入院している間の疾患と治療内容によって、1日あたりの診療点数が決まります。従って出来高方式と比べて疾患により高くなる場合もあれば安くなる場合もあります。
- Q2：長期入院しても1日あたりの診療点数は同じですか？
1日あたりの診療点数は、1回の入院期間につき3段階に区分されており、入院が長くなるほど1日あたりの点数は低くなります。また、入院が長期にわたり診断群分類により定められた入院日数を超過してしまうと、出来高方式での計算となります。
- Q3：DPCでは、病名によって入院費が決まるようですが、入院中に新たに別の疾患が見つかって治療を行った場合はどうなるのですか？
DPC方式では1回の入院期間に対し1つの診断群分類で包括診療料が決まることから、病状や治療内容の変化により診断群分類が変更になった場合は入院日にさかのぼって入院費の計算をやり直し、既に支払われた額との差額を退院時や退院後に調整させていただくことになります。
- Q4：すべての入院患者がこのDPCの対象になるのですか？
1号館3階・4階・5階、2号館4階の一般病棟で、DPCに該当する疾患であると主治医が判断した場合に対象となります。
患者様の疾患がこの制度の対象外である場合や、労働災害・公務災害・自賠責などで入院された場合は、この制度の対象外で出来高方式での計算になります。
精神病棟や障害者病棟の患者様につきましては、従来通りの計算となります。
- Q5：高額療養費制度の扱いはどうなりますか？
高額療養費制度の取り扱いは従来と変わりません。
70歳未満の方で高額な入院費が予想される場合は『健康保険限度額適用認定証』を取得することにより経済的負担が軽減されます。
- Q6：公費負担医療（難病医療費助成制度など）の治療を入院で行う場合、支払いはどうなりますか？
公費負担医療の対象となる疾患の治療目的で入院した場合は、DPC方式になっても公費負担医療が適応されます。
- Q7：入院費の請求方法は変わりますか？
患者様への請求は従来通りです。退院時もしくは翌月10日前後の定期請求で請求させていただきます。



DPCに関するお問い合わせは
山梨厚生病院 医事部 入院課 DPC係
(TEL0553-23-1311 代表) 又は
受付にてお尋ね下さい。